



冤罪・布川国賠ニュース

第13号 2015.2.12

冤罪・布川国賠

冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会 発行

**石栗正子裁判長は全証拠を開示させ真実を明らかに!!
冤罪・布川事件を厳正に断罪せよ!**

法廷を支援者で埋め尽くそう!!

裁判所の証拠開示への積極的な決定を促すため
にも是非法廷にお出掛けください!!

布川国賠口頭弁論 3 / 11 (水) 11:00 ~ 103号法廷

《 裁判当日の行動予定 》

- 8:15~9:00 裁判所前朝宣伝
- 10:00~10:30 裁判所要請 (地裁正門に 9:50 に集合)
- 11:00~ 第9回口頭弁論 (東京地裁 103号法廷)
- 終了後 記者会見 兼 報告集会 (日比谷図書文化館 4F)



記者会見兼報告集会会場

布川国賠裁判報告

12/17 第8回口頭弁論

～報告集会から

文書送付嘱託申立をすべて却下！

裁判で、石栗正子裁判長は、弁護団が国と県の違法行為を立証するうえで特に重要だとして開示を求めている18点の文書について、文書送付嘱託申立をすべて却下しました。

報告集会の冒頭、谷萩陽一弁護団長は、文書送付嘱託申し立てを却下したことについて、被告が当時持っていたすべての証拠に基づいて判断し起訴したと言っているのだから、その判断が正しかったかは当時見た証拠のすべてを見なければ判断できない、こちらが特に重要だと判断したものも理由も言わずに却下するという態度は、本当に真実を解明して正しい判断をしようという姿勢とは言えないと批判しました。法廷でも、桜井さんが裁判長に対し、同様の趣旨で特に発言を求め、「常識ではないか」と問いました。

報告集会では特に二つの点についての説明がありました。

I 証拠開示について

1 却下された記録18点はどんなもの？

担当の上野格弁護士から弁護団が今回却下された文書送付嘱託で何を求めているか、説明がありました。

①警察官が現場で指紋を採取した時の報告書等、②桜井さんが便所から脱出したとしているがそれについての報告書等、③被害者の遺体を解剖した時の報告書等、④ポリグラフ検査の原記録紙等、⑤桜井さんや杉山さんが拘置されているときの様子を記録した被疑者行状録等、どれも具体的な捜査内容

がわかる、必ずあるはずの記録です。

2 文書提出命令申立書を提出！！

弁護団は裁判の翌日、さらに対象をしぼって、ポリグラフ検査の記録紙・捜査報告書・送致書などの文書提出命令を求める申し立てをしました。ポリグラフ検査で嘘と出たと言われたことが、桜井さんがうその自白強要に陥られる契機となったのですから重要な証拠です。

ポリグラフ検査については、確定第2審で鑑定書だけが出されていますが、それは2審で弁護団が提出を求めた日より後に作成されたものです。

被告の警察と検察は、今回の文書提出命令の申し立てに対して、茨城県本部の保管していた書類（ポリグラフ検査の書類はその中にあったと主張）は根本町倉庫に保管されていたが、昭和61年(1996年)8月4～5日の集中豪雨による那珂川の氾濫で流出して現存しないとし、また検察庁には、ポリグラフ検査に関する文書は提出された鑑定書以外に送られたものはないという意見書を提出しました。

3 更なる開示を目指して！

弁護団は、他の重要な証拠についても文書提出命令申立をする準備をしているとのことでした。

II アリバイ捜査の点での違法性の主張について

報告集会では、弁護団が主張している多くの捜査の違法性の主張の中で、特にアリバイ捜査の点について、佐藤米生弁護士から説明がありました。

国賠の違法性の判断の証拠資料には、

「未提出の証拠」や「収集できた証拠」も含む！

国賠の公訴提起の違法性について最高裁の判決がある(平成1.6.29)が、①違法性の判断には、現に提出された証拠資料とともに未提出の証拠資料も含まれるとしている。そういう意味で持っている証拠は出してもらわなければならない。証拠隠しを許してはいけない。

②収集されなかった証拠資料でも、通常の捜査を

していれば収集しえた証拠資料も捜査の違法を判断する資料になるとしている。これが重要である。原告でアリバイを立証しなくとも、「アリバイ捜査をしていればアリバイが認められたこと」を立証すれば、職務行為の違法性が認められるのではないか。布川事件の不十分な捜査を違法性に結び付けることが必要である。

具体的には、桜井さんが行った養老乃瀧での店員に対する捜査、バージェン経営者の妹やお客さんま

での捜査、ピンク電話から友人に電話したことの捜査など。

先日内藤真理子弁護士と佐藤弁護士が桜井さんと共に現地に行き、そのピンク電話のあった場所を特定したとのこと。

杉山さんについても、薬師東映で映画を見た際のもぎりのおばさんへの捜査、光明荘に尋ねてきた丸井の集金人への捜査などをすれば、アリバイが確認できたはずだとのこと。

「少しずつの前進」

櫻井昌司

先の口頭弁論では、「文書送付嘱託」という証拠開示請求に付いて、裁判所は認めませんでした。それで、弁護団は嘘発見器の記録に絞った「文書提出命令」という強制提出力を持つ証拠開示請求をしました。

今回の進行協議で、茨城県警は「昭和61年の那珂川洪水によって保管していた根本町倉庫から流出して紛失した。保管記録も含めて流失したため、何が保管されてあったのかも判らない。嘘発見器記録だけではなく、他の証拠も保管していたと思われる」と弁明しました。何が保管されていたのかも判らないならば、なぜ「ウソ発見器記録など」が保管されていたことは判るのか、裁判長も、その辺りを「なぜなのでしょう」と確認していき、規定によって保管していた」と弁明したこと、次回までに「茨城県警の保管規定を提出する」と言うことになりました。

根本町倉庫は「車両基地兼倉庫」となっており、そもそも文書などの保管場所に適した建物とは思えません。その回答次第では、大きな前進につながるかも知れません。

この「ウソ発見器記録」に続いて、文書提出命令(2)も提出することから、それに対する裁判所の判断も注目されます。3月11日の口頭弁論に、多くの皆さんに来て頂きたいと願っています。

このところ、各地に招かれ「歌も唄って」と求められることが多くなりましたが、先日の法政二高でも好評でしたし、飛騨高山では、持参した20枚のCDでは足りず、追加注文がありました。僧侶で元高校教師と言う方が「救援会員で良かった」と涙を流して語ってくれ、「今日の話、ぜひ本に書いて欲しい」とも言われました。10万字ほど書いて放置してある「冤罪人生」と題した体験記について、書く方向性を教えて頂きましたので、近いうち完成させたいと思っています。

この21日には茨城での「歌手デビュー」ですが、私の闘いは闘っていることで仲間を励まし、元気付けているようですので、これからも頑張ります。

「冤罪被害者から見た司法改革」

とき 2月21日(土)13:00~16:00

場所 水戸J A農協会館 4F 大会議室

内容 第1部 櫻井昌司コンサート

第2部 シンポジウム

報告 谷萩陽一 布川国賠弁護団長

発言者 袴田巖・秀子さん、菅家利和さん、川畑幸夫さん、森勝男・祐子さん

★密告・盗聴反対!なくせ冤罪3・20集会

とき 3/20(金)18:30~21:00

場所 文京区民センター3A

基調報告 「法制審答申をどうみるか」

小池振一郎弁護士

特別報告 「盗聴法改悪による盗聴法の質的
転換とその問題点」

足立昌勝関東学院大学名誉教授

リレートーク 袴田巖・秀子さん

西嶋勝彦弁護士、桜井昌司さん他

★第7回 SNOW セミナー

「市民として冤罪を考える」

とき 2/25(水)18:30~20:30

場所 高田馬場桜井司法研究所

講師 田口真義さん(裁判員経験者)

著書「裁判員の頭の中」

※定員30名、事前申込み必要(080-6550-4669)

★署名をありがとうございます★

署名数 総計8,043筆!

(2月5日現在)

南紀代子 32 救援会大阪府本部 199 北九州
地区労連 5 救援会北九州総支部 18 福田磨
理子 155 瀧本妙子 10 救援会愛知県本部
381 為我井ノリ子 125 救援会兵庫県本部
32 救援会会津支部 105 救援会常陸大宮支
部 40 (敬称略)

★冤罪の責任を問う布川国賠を支援する 会の活動にご協力ください!

・年会費 1口1000円/1年

・郵便振替

口座番号 00170-8-485425

口座名 布川国賠を支援する会

・三井住友銀行 高田馬場支店(普通預金)

口座番号 4711084

口座名 布川国賠を支援する会(「フカコパ」イニシ
ルが)

会員数 現在392名

◆販売書籍のご紹介◆

- CD「想いうた」 歌 桜井昌司
1,000円
- CDブック「壁のうた」高文研刊
2,000円
- 「舵のない船」伊佐千尋著文芸春秋刊
1,000円
- 冤罪布川事件活動記録
「継続は力 心つないで 活動の記録1976~2012」
1,000円

※送料 いずれも100円

【お申し込み先】下記の支援する会まで

日程経過

12月17日(水)11:00~布川国賠第8回口頭弁論

当面の行動予定

2月21日(土)13:00~16:00

「冤罪被害者から見た司法改革」

(水戸JA農協会館4F会議室)

3月11日(水)11:00~布川国賠第9回口頭弁論

※時間にご注意ください

3月20日(金)「密告盗聴反対なくせ冤罪3・20集会」

3月27日(金)18:00~袴田事件再審開始決定1周年

記念全国集会(弁護士会館クレオ)

6月10日(水)14:00~布川国賠第10回口頭弁論

※時間にご注意ください

6月27日(木)18:00~名張事件東京集会(星陵会館)

発行 冤罪・布川事件の国家賠償請求訴訟を支援する会

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-26-12 高田馬場ビル505号室

Tel. 03-6278-9796 Fax. 03-6278-9798

E-mail: kwntpl53@ybb.ne.jp

発行責任者 中澤宏